

鹿児島市食品ロス削減推進計画

～概要版～

鹿児島市食品ロス削減推進計画の構成

第1章 計画の基本的事項

計画策定の趣旨、計画の位置づけ、計画の区域、計画の期間、計画策定に当たっての視点

第2章 現状と課題

計画策定の前提、本市の食品ロスの現状と課題

第3章 基本方針と各主体の役割・責務

基本方針、各主体の役割・責務

第4章 目標

目標、食品ロス発生量の推計

第5章 基本的施策と取組

基本的施策の体系、基本的施策ごとの取組

第6章 計画の推進・管理

推進体制、進行管理

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

世界は今、持続可能な地球と社会を引き継いでいく上で、極めて重要な時期を迎えており、食品ロス(※)の削減は、そのために誰もが取り組める身近な課題であり、あらゆる主体が覚悟を持って行動を変革していくことが求められている。

食糧問題が地球規模の重大な問題となっている中、国内では、まだ食べることができる食品が日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しており、食品ロスの削減は真摯に取り組むべき課題である。

本市では、「鹿児島市食品ロス削減推進計画」を定め、食品ロスの削減の総合的かつ効果的な推進を図るものとする。

(※) 食品ロス：本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食品

2 計画の位置づけ

- ◇ 本市の食品ロスの削減目標を明らかにし、市民（消費者）・事業者・行政等の協働・連携の取組を進める。
- ◇ 本市の最上位計画「第六次鹿児島市総合計画」のもと、関連する個別計画や施策と連携し、調和を保つよう努める。

3 計画の区域

- ◇ 本市の行政区域内全域

4 計画の期間

- ◇ 2024年度～2031年度（令和6年度～令和13年度）の8年間
ただし、計画策定の前提条件に大きな変動があった場合、計画内容の進捗などを検証の上、見直す。

5 計画策定に当たっての視点

- ◇ 視点① SDGsの視点を取り入れた計画
- ◇ 視点② 多様な連携・つながりを重視した計画
- ◇ 視点③ 協働を推進する分かりやすい計画



1 計画策定的前提

(1) 世界の食品ロスを取り巻く現状

- ◇ 世界の食料廃棄量は年間約25億トン、人の消費のために生産された食料の約3分の1が廃棄
- ◇ 世界の人口は増え続け2050年には約98億人、飢えや栄養不足で苦しんでいる人々は約8億人
- ◇ SDGs「目標12. 持続可能な生産消費形態を確保する」において、食料廃棄の減少は重要な柱



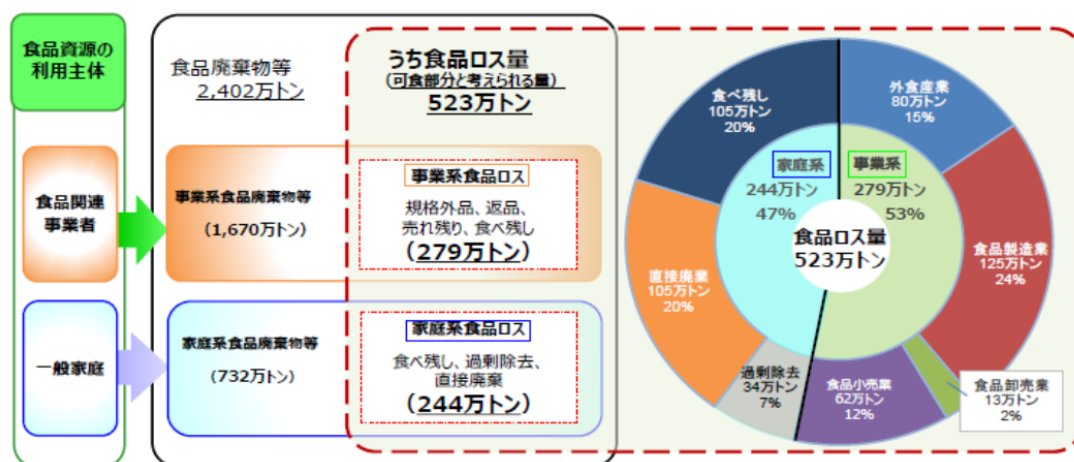
(2) 国内の食品ロスを取り巻く現状

- ◇ 食料自給率(※) (カロリーベース) は38%と低く、食料を輸入に大きく依存
- ◇ 一般廃棄物の処理費用は国内で年間2兆円程度、食費が家計に占める割合は消費支出の4分の1以上
- ◇ 子供の7人に1人が貧困状態

(※) 食料自給率：国内の食料供給に対する食料の国内生産の割合を示す指標

(3) 国内の食品ロスの現状と課題

【現状】食品ロス量523万トン (2021年)



【課題】

・食品ロスは日常的に大量に発生しており、削減は、多様な主体が真摯に取り組むべき

・食品ロスは事業者及び消費者の双方から発生しており、削減は、サプライチェーン(※)全体で取り組むべき

(※) サプライチェーン：製品の原材料・部品の調達から、製造、在庫管理、配送、販売、消費までの全体の一連の流れ

(4) 国の食品ロス削減に係る動向

「食品ロスの削減の推進に関する法律」(2019年5月制定)

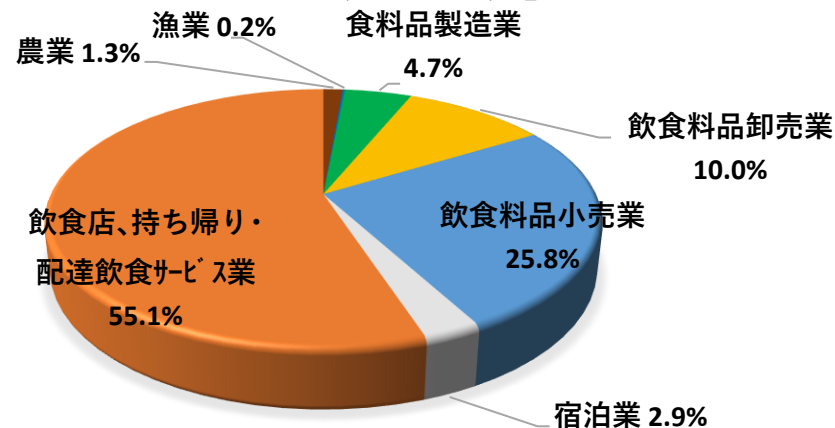
↓
自治体の食品ロス削減推進計画の策定が努力義務とされる

第2章 現状と課題

(5) 本市の産業構造

食品ロスの削減に深い関わりを有する
食品関連事業所は計5,266事業所
(全産業27,017事業所の19.5%)

【食品関連事業所の業種別構成割合（鹿児島市）】



2 本市の食品ロスの現状と課題

(1) アンケート調査による現状と課題

	市民（小4・中1・高1） 調査者数 11,321人	市民（18歳以上） 調査者数 2,000人	食品関連事業者 調査者数 500者
現状	- 食品ロス削減に取り組みたい 小学4年生（94.9%） - 食品ロス削減にいつも意識して取り組んでいる 中学1年生（14.1%） 高校1年生（16.7%）	- 食品ロス削減に意識的に取り組んでいる（35.3%） - 外出時の食べ残しに関し、自己責任での持ち帰りに賛成（73.1%）等	- 食品ロス削減に積極的に取り組んでいる（17.7%） - 食品ロス削減の取組支援への要望あり
課題	小学校高学年時での意識啓発	事業者・行政との連携した取組	- 事業者全般への意識啓発 - 事業者の取組支援

(2) 実態調査（もやせるごみの分類調査）による現状と課題

	家庭系食品ロス	事業系食品ロス
現状	【食品ロスの割合】 商業地域が最高（22.0%） 田園住居地域が最低（9.6%） 【特徴】 手付かずのまま捨てられる直接廃棄では、期限表示のない野菜や果物等の生鮮食品が最多（61.4%）	【食品ロスの割合】 飲食料品卸売業・小売業（49.7%） 宿泊業・飲食店（12.0%） 【特徴】 飲食料品卸売業・小売業ではほぼ直接廃棄（89.4%）、 宿泊業・飲食店では調理くずの割合が高い（69.9%）
課題	世帯構成に応じた食品の購入や使いきの工夫などの意識啓発	需要予測精度の向上や仕入れ商品を売りきる取組

第3章 基本方針と各主体の役割・責務

1 基本方針

基本方針 1 食品ロス削減への理解を深める

基本方針 2 主体的に食品ロス削減を実践する

基本方針 3 食品ロス削減の協働・連携の仕組みを作る

2 各主体の役割・責務

(1) 市民（消費者）の役割

市民（消費者）は、食品ロスの削減の重要性についての理解と関心を深めるとともに、食品の購入や調理の方法を改善すること等により食品ロスの削減について自主的に取り組むよう努める。

(2) 事業者の責務

事業者は、その事業活動に関し、行政が実施する食品ロス削減に関する施策に協力するよう努めるとともに、食品ロスの削減について積極的に取り組むよう努める。

(3) 行政の責務

行政は、食品ロスの削減に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有する。

第4章 目標

1 目標

目 標
2031（令和13）年度 食品ロス発生量26,831 t
食品ロス発生量（2000年度54,918 t ➡ 2021年度32,892 t ➡ 2031年度26,831 t）

市民（消費者）の取組に関する評価指標①	食品ロス削減に取り組む市民（消費者）の割合 88.8% ➡ 95% 〔内訳〕 ・ いつも意識して取り組んでいる 35.3% ➡ 40% ・ 時々、出来る範囲で取り組んでいる 53.5% ➡ 55%
事業者の取組に関する評価指標②	九州食べきり協力店(※)の登録数 80店舗（11事業者） ➡ 400店舗

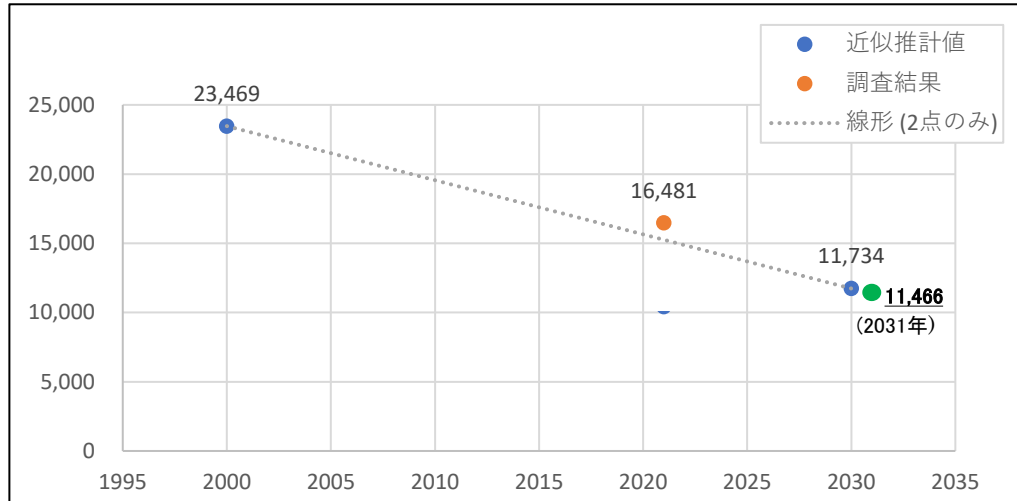
(※) 九州食べきり協力店：利用客等と協力して食品ロスの削減に取り組むことを表明し、登録する飲食店や小売店

第4章 目標

2 食品ロス発生量の推計

◇家庭系食品ロス発生量（2000年度）・・・23,469t ◇家庭系食品ロス発生量（2021年度）・・・16,481t

◇家庭系食品ロス発生量の削減進捗状況

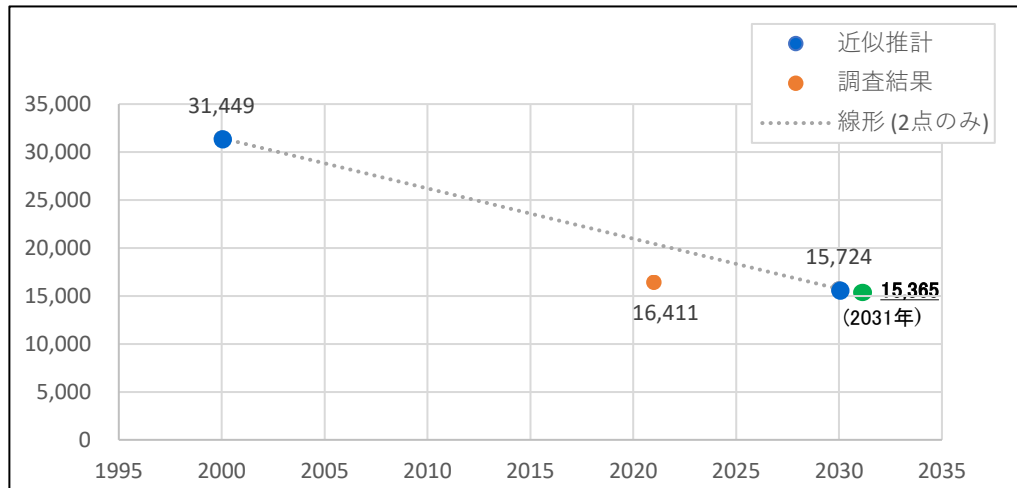


目標値 11,466t — 現在値 16,481t
・・・あと 5,015t 削減の必要あり

※市民1人1日当たり 約23g

◇事業系食品ロス発生量（2000年度）・・・31,449t ◇事業系食品ロス発生量（2021年度）・・・16,411t

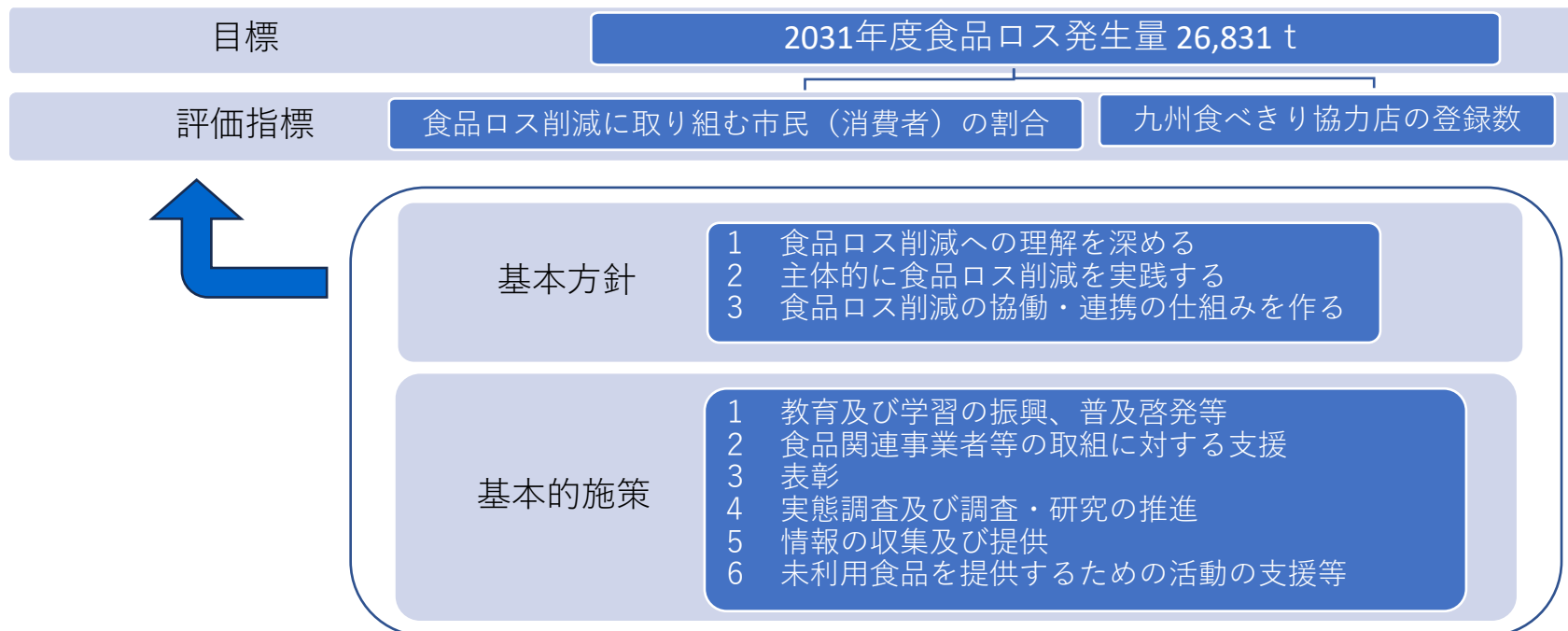
◇事業系食品ロス発生量の削減進捗状況



目標値 15,365t — 現在値 16,411t
・・・あと 1,046t 削減の必要あり

第5章 基本的施策と取組

1 基本的施策の体系



2 基本的施策ごとの取組

基本的施策 1
「教育及び学習の振興、普及啓発等」の取組

- ◇削減のポイントを記載した普及啓発資材の活用
- ◇消費の機会を捉えた情報発信（食べきり、持ち帰り）
- ◇食品関連事業者が行う商慣習見直し等の取組の普及啓発
- ◇国の削減運動「NO-FOODLOSS PROJECT」との協働展開
- ◇食品ロス削減月間（10月）における市民意識の醸成
- ◇学校の教科等を通じた理解と実践の促進 等

基本的施策 2
「食品関連事業者等の取組に対する支援」の取組

- ◇規格外や未利用の農林水産物の活用(加工・販売等)
- ◇事業者が取り組む啓発活動を関連事業者への横展開
- ◇外食事業者の削減取組事例の周知
- ◇外食時の食べきり、持ち帰りに関する留意事項の周知
- ◇フードシェアリング(※)等のICT(※)を活用した取組 等

(※)フードシェアリング：小売店等で廃棄されてしまう食品と購入希望者を、アプリ等でマッチングさせることにより食品ロスの発生を減らす仕組み・サービス
(※) ICT：Information and Communication Technologyの略で、情報や通信に関する技術の総称

第5章 基本的施策と取組

基本的施策 3 「表彰」の取組

◇国の表彰制度「食品ロス削減推進表彰」の活用（効果的かつ波及効果が期待できる優良な取組の実施者を推薦）

基本的施策 4 「実態調査及び調査・研究の推進」の取組

◇食品ロス発生量等の推計の実施
◇食品ロスの内容、発生要因等の分析 等

基本的施策 5 「情報の収集及び提供」の取組

◇先進的な取組や優良事例の市HP等による情報提供 等

基本的施策 6 「未利用食品を提供するための活動の支援等」の取組

◇食品関連事業者とフードバンク活動(※)団体とのマッチング 等

(※) フードバンク活動：品質には問題がないが、通常の販売が困難な食品等をメーカーから引き取って福祉施設等へ無償提供するボランティア活動

第6章 計画の推進・管理

1 推進体制

食品ロス削減推進委員会において、本計画の進捗状況の把握や評価を行い、総合的な進行管理を行う。

2 進行管理

PDCA方式により実施

